

個人事業主のお客さまへ

「インボイスのお知らせDM」送付の取止めについて

平素より、北海道信用金庫に格別のお引き立てを賜り心より御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日のインボイス制度開始に伴い、同日以降、口座引落等にて消費税を伴う手数料等をお支払いただいている全ての個人事業主のお客さまに対して、インボイスのお知らせDM（以下「インボイスDM」といいます。）を送付しておりますが、令和6年2月（令和6年1月1日～令和6年1月31日お取引分）以降は、個人事業主のお客さまに対するインボイスDM送付は、原則、お申出のない限り取止めいたしますので、ご案内申し上げます。

つきましては、令和6年2月以降も引き続きインボイスDMの送付をご希望されるお客さまには、大変お手数をお掛けいたしますが、「インボイスDM送付の継続を希望する」旨、お取引店までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせは、お取引のある当金庫本支店までお願いいたします。